



上野国群馬郡白井邑地籍図（部分 明治6年2月） 廃藩置県を断行し中央集権的国家体制を整えた明治政府は、その財政的基盤を確立するため、明治6（1873）年7月、地租改正条例を公布し実行に移した。本県でも各村ごとに字名、地番、地目、反別、持主を書き込んだ絵図が作成された。写真は北群馬郡子持村白井の部分である。前橋道、高崎道、沼田道、それに沿った白井宿の様子などがかなり正確に書き込まれている。また、写真外には、高崎道落合の渡し、源空寺境内等も絵図により表現されている。（明治初年地籍図の利用価値についてを参照）

# 文書館だより

第1号  
昭和58年7月

発行・群馬県立文書館

〒371-

前橋市文京町三丁目二七番三六号

電話（〇二七二）二一一三三四四六

印刷 朝日印刷工業株式会社

電話（〇二七二）五一一一二二二二

## 紙面案内

○名主入札制の成立とその背景……………

—利根郡上久屋村上組の場合について—

○収蔵文書の現況……………

○明治初年地籍図の利用価値について……………

○行政文書・古文書（-）……………

○沼田市下久屋食品石近家文書……………

## 発刊にあたつて

群馬県教育長  
館長事務取扱 横山 嶽

当文書館は郷土に関する歴史的に価値ある古文書や行政文書等の散逸を防ぎ、その保存と利用をはかる目的で設置されました。以来関係各位のご協力により、現在までに行政文書約二万三千点、古文書約一〇万点という膨大な史料を収蔵することができました。

これらの行政文書や古文書は整理分類のうえ、逐次目録を刊行するなど利用の便に供しておりますが、本年度からは古文書解説講座・郷土史研究講座の開催など、文書に関する啓発普及事業を実施いたしております。

このたび、これらの事業をさらに促進し、当館利用の一層の拡大をはかるため「文書館だより」を発刊し、当館の活動状況や収蔵資料に関する情報などを提供することにいたしました。

つきましては、この「文書館だより」をご活用いただき、当館の活動に対し一層のご支援・ご協力を賜わりますよう、お願いする次第であります。

# 名主入札制の成立とその背景

## —利根郡上久屋村上組の場合について—

井上 定幸  
文書館長

### 上久屋村調査のこと

一昨年の二月上旬のことだったと思う。県史編さん室に勤務していた私は、数人のスタッフと共に、利根郡上久屋村（現沼田市）へ資料調査に出かけた。快晴に恵まれたその日、車道の雪は大方消えてチエンは不要であったが、ひとたび横道に入ると、日陰の箇所にはうず高く降雪の跡が残り、目的地に着いて車外に出た途端に、寒風に頬が赤らむほどであった。

区長さんをはじめ、古文書所蔵者の方々に暖たかく迎えられ、石油ストーブを囲んでさっそくカードとり・写真撮影などのしごとにとりかかった。区有文書からはじめて、次々に個人所蔵文書の調査を進めたが、染谷文雄家文書を整理しているうちに、名主など村役人の選任に関する二点の貴重な史料を見出した。

ひとつは文政十三年（一八三〇）寅九月と記された上久屋村上組の「入札袋」であり、他のひとつは天保十二年（一八四二）十二月に、名主選任方法を変更することについて、沼田藩の地方役所へ提出した願書（写）であった。江戸時代に「入札」といえば投票（選挙）を意味し、「入札」と読めば投票紙のことであるから、「入札袋」の存在は、名主・百姓代等の

選挙が行われたことの証拠となる。

本稿は上記二点の文書の解説を通して、上久屋村上組の名主選任制の足りりを、読者と共に考えてみようとするものである。とかく無知文盲の民と思われがちな江戸時代農民の政治意識の一端にふれることができたら幸いである。

### 上久屋村概況のこと

真田伊賀守が改易に処された天和元年（一六八一）につくられた『沼田領品々覧書』によると、上久屋村の村高は一四文政十三年（一八三〇）の同村百姓総



県史編さん室提供

家数は一五七戸、人数は五七八人。これによつて単純に一戸当たりの持高を算出すると、石高にして三石六斗余、耕地面積では七反弱ということになり、當時としては標準的な農山村といえよう。ただここで注目しておきたいのは、全耕地にしめる田方の割合がわずか一〇%、まさに典型的な畠作の村であつたことである。そのため、貢租の大半は現金で納めざるをえなかつたし、飯米の不足部分は購入を余儀なくされたのである。したがつて思つたよりはやくから、山林資源にもとづく山稼ぎにより現金収入を求めるとともに、大豆・小豆などの雑穀生産に加えて養蚕たばこなど畠作を中心とする商業的農業を指向せざるをえなかつたと思われる。この点、天保二年（一八三二）からではあるが、農事の進みぐあいや米・麦をはじめ、諸穀・糸繭の相場の動きなどを克明に記した隣村下久屋の倉品

一三石余。藤石衛門・猪兵衛という二人の名主がいたとされている。したがつて同村はすでに真田氏時代から、上組・下組に分割支配を受けていたのかも知れない。その後、幕府領の時代を経て、本多家が沼田領を支配していた宝永元年（一七〇四）の「村々石高書上」によると、村高は五六〇石余、耕地一〇三町九反余であつた。このように真田時代に比して村高が半分以下に減つているのは、貞享三年（一六八六）の世にいう「御救済地」の結果であることはいうまでもない。

文政十三年（一八三〇）の同村百姓総

家記は、畠作農業の実態を知るうえで極めて貴重な史料である（本館所蔵食品家寄贈文書）。なお上久屋村は、沼田城下から南郷・根利を経て大間々に至る街道沿いに発達した集落であつたため、板木・米穀・糸繭などの商荷物輸送がさかんになると、駄賃稼ぎをはじめる農民もいたと思われ、また後述するように一八世紀後半以降、とくに化政期ごろには、バラエティーに富んだ農間商職人（兼業農民）が数多くあらわれるのである。

### 名主選任をめぐる村内紛争のこと

上久屋村が沼田藩の地方役所へ差出した前記の願書によれば、往古から定役による年番制が採用されていたという。ところが明和八年（一七七一）、村内五組のうち四組の者たちが、名主役に対し從来認めてきた夫水・夫米・高掛ケなど免除の役得を認めるべきでないと申し立て、出訴におよんだのである。しかし領主の裁決が出ないままにその翌年の三月に両者の和解が成立し、古定役六人が退役し、以後は四組の内から然るべき人物を、年々入札（投票）で選出することになつた。そのさい古役六人はいうまでもなく、出訴しなかつた与惣右衛門組および他組でも出訴に加わらなかつた者たちは、入札の対象にしないという条件が付されていたのである。それは古役六人およびその立場を容認していた者たちから、被選挙権を奪うことによって、村政への発言権を封じることにほかならな



# 収蔵文書の現況

## 行政文書（保存処置と内容）

文書館では、永い間群馬県庁の文庫に大切に保管されてきた膨大な行政文書（公文書で完結後十年を経過したもの）の管理委任を受け収藏しています（下表参照）。

これらの文書を活用していただくために、また、安全に保存をしていくために整理・分類をしています。

整理の段階では、荒仕分、ラベル貼付を行い、登録簿を作成します。受任の目録の送付がすむと、補修・製本をします。

最初に、虫害、かびのひどいものはもちろん、すべて真空殺虫殺菌装置によつて消毒します。

文書は、原則として、作成され編綴された当時の原形をくずさないようにページを記入し補修（虫喰い文書の裏打ち、とじしろのない文書ののどつけ、崑にやく版の複製など）をします。

製本は専門家に委託しますが、その前に簿冊が四冊以上もの場合は分冊し、目次用紙をはさみこみ、利用しやすいように配慮します。今まで県庁の文庫では横積みでしたが、文書館では出納の便をかるため、背表紙に表題・年次・作成部課・請求番号を表示し、写真のようにたてて配架します。分類配架は行政執行機関

（任命権者）別、建制順別、編年別にして、簿冊カード・目録を作成します。

現在閲覧できる文書資料は、整理分類（書誌分類）のすんだ明治期の文書、明治五年前後に県内の各村で作成した壬申地引村絵図、和本（教科書等）官報・新聞等です。

明治期の文書は、県治関係県政全般にわたる基本的文書、郡役所、市町村名称区域・合併統合、公共組合文書等、地方行政の全般にわたる資料が一つの群を形成しています。部類別でみると、学務關係が多く、学校開設伺・指令・沿革史、各種学校・教育費基本財産等が、群をなしています。また、宗教関係では社寺の由緒・神社寺院明細帳・台帳・社寺誌什物調等が神社史・寺院史等の研究に活用できるでしょう。勧業関係では農業・水利組合・林業・肥料等をはじめ、特に明治四十三年の群馬県主催の一府十四県連合共進会の資料群は共進会の歴史・運営を知るうえに貴重な資料といえましょう。これらの行政文書は明治九年七月「簿書編纂及図書保存条例」が公文書の保存処置の手立てとして公布されて以来今日に及んでいます。



▲書庫内に分類配架された行政文書

行政文書は保存と利用に耐えられるよう補修・製本と消毒をし、恒温・恒湿に保たれた書庫内に配架収納されます。

収蔵行政文書等一覧 (昭和58年4月現在)

管理委任部局	種別	数量
知事部局	●明治期行政文書 大正期行政文書 昭和戦前期行政文書 昭和戦後期行政文書 官報(1,523冊) 県報(273冊) ●地租改正参考地籍図 ●刊本、拓本等	2,776冊 1,132冊 1,789冊 10,254冊 1,277枚 1,684点
県議会事務局 (図書室)	●新聞 朝日昭25.1~57.8 毎日昭25.1~〃 読売昭24.9~〃 東京昭24.9~〃 サン昭28.6~〃 その他の新聞 その他の資料	1,808冊 101点
教育委員会事務局 (引継)	昭和戦後期行政文書	1,100冊
合計		21,921点

※●印は、現段階で、閲覧できる行政文書等です。

# 古文書

## (一)

古文書関係資料として現在収蔵しているものは、寄託・寄贈による古文書と、撮影等によるマイクロフィルムである。

古文書は、県内各地域のものを対象としているが、現在のところ収集文書の地域分布に多少の偏りがある。最も多い地域は、多野（藤岡・多野）で四万二〇〇〇点余り、ついで吾妻（一万八〇〇〇点弱）、甘楽（富岡・甘楽・利根沼田・利根）、東部（太田・桐生・新田・山田）、西部（高崎・安中・群馬・碓氷）となつていて。年代的には、近世以降のものが殆んどすべてであり、それ以前のものは今のことろ戦国期文書四点（武孫平家文書）があるのみである。

文書の伝存種別としては、いわゆる地方文書あるいはそれに類したものが多く、武家関係の文書は、若干程度である。大名家の文書はマイクロフィルム収集に委ねているのが現状である。

近代文書も近世文書と同じ系統のものとして一括されて伝存されて来たものが殆んどで、将来は積極的に収集対象範囲を拡げ得る余地を残している。

なお典籍類は、古文書とははつきり異なるものであるが、古文書と一括伝存されている場合は、敢えて分離せず収蔵する方針をとっている。戦後歩んできた歴史資料保存機関活動の反省の上に立つてのことである。

収蔵古文書一覧（その1）

請求番号	寄託・寄贈者	住 所	点 数	備 考
7801	関 純	吾妻郡吾妻町植栗	755	近世文書、村方一般（三国通交通、虚無僧関係他）
7901	上原清彦	前橋市大利根町	708	近世・近代文書、吾妻大戸村上原家、村方一般文書
8001	井田笑子	前橋市南町	60	近世・近代文書、前橋藩土渡辺家、辞令、柔術伝書等
8002	石田侃	沼田市奈良町	311	近世文書、土地関係、吉凶事文書、村況年記録等
8003	伊能光雄	吾妻郡吾妻町岩井	16,308	近世文書、岩井村名主、浅間焼、吾妻川渡船・橋等交通関係
8004	河合雄一郎	利根郡新治村東峯須川	885	近世文書、東峯須川村名主、講・瀬母子関係、版本・教科書
08005	倉品右近	沼田市下久屋	1,629	近世・近代文書、沼田領下久屋村名主、江戸後期～大正期まで継続的に残存
8101	小林正義	沼田市沼須甲	222	近世文書、村方一般、綿・たばこ等取扱い関係
08102	山根 鐘	太田市藤久良	54	近代文書、太田町の小商家資料、但し楊心流柔術、養鶏関係
08103	飯田芳雄	渋川市坂下町	12	近世文書、小作関係証文のサンプル的資料
8104	京ヶ島公民館	高崎市京目	92	近代文書、日露戦争出征兵士書簡、戦況報告
08105	天田壮	高崎市下滝町	3,262	近世文書、下滝村名主、江戸貸家経営等資料多彩
08106	橋川恵美子	桐生市平井	11	近代文書、旧勢多郡水沼村星野耕作家関係文書
08107	豊田芳郎	SUZANO, BRASIL	41	絵巻物、絵図が主体、松平大和守大名行列図等
8108	清水てつ	藤岡市保美	6,982	近世・近代文書、保美村名主、神流川川除普請関係
8109	高橋辰巳	藤岡市保美	236	近世文書、養蚕資料断片、送籍証
8110	片山寛寿	沼田市下沼田町	91	近世文書、武尊宮造立関係、併諧関係
8111	真下一久	利根郡昭和村森下	4,970	近世文書、勢多郡森下村(宿)名主、沼田との繼立出入等
8112	武孫平	伊勢崎市三光町	4	中世文書、武田氏朱印状、官途書出し
8113	岡部毅	太田市強戸	7,447	近代文書、県議岡部駒次郎・周治家、村役関係資料等
8114	入沢文三	利根郡片品村鎌田	259	近世文書、たばこ・板・材木荷物関係、会津との境論
8115	勅使川原文江	甘楽郡下仁田町本宿	407	近世文書、本宿名主、村方一般文書、信州橋維持関係等
8116	田口基	多野郡新町笛木町	509	近世文書、新町宿関係、奉公人関係文書
8117	小林小五郎	藤岡市中大塚	510	近世文書、年貢関係、金子借用・質地証文類、幕府外交文書和解

# 地籍図の利用価値について

主任 専門員 阿久津 宗二

歴史学会における地図の利用は国土地理院の五分の一・二万五千分の一の地形図、原形測量図、航測図などが一般的である。現況図は特に圃場整備事業、区画整理による新図である。古い地籍図、村絵図などは散逸しており、これらの保存と活用は今日的課題となっている。

地籍図は土地登記簿に付属した地図で、わが国では明治六年（一八七三）の地租改正法の公布により作成されたものである。それ以前は検地帳や名寄帳が照合され地引約図が作成されたが、地租改正法に基づく字限図の作成にもこれら旧來の帳簿・村絵図が利用されてきた。（地官心得書）

明治一五年（一八八二）に參議兼大蔵卿松方正義の『地租改正報告書』の地押丈量の項によれば、「地押の方法は小村は一村通し番、大村は各字単位に一筆ごとに番号をつけ、それを十字法または三斜法で測り畝杭に字、番号、地目、反別、地主姓名などを記記する」とある。次いでその番号順に一筆ごとの形状を見

取図にし、これを連合して一字限図及び一村限図を作成し、それを地引帳とともに管轄庁に上進したものである。

群馬県の場合には、熊谷県時代、県令楫が保存されている（別表）。年代は、明治四年から明治六年のものである。

保存は極めて悪く、全葉の約六〇%は虫害により破損しており早急に裏打ちを必要としている。本地籍図は、地租改正による地券発行の基礎図であり、村ごと、一筆限図となっている。明治初年の村況を知る上には貴重な資料である。

「壬申地引絵図」ともいわれ、明治五年一月の提出地図が多く枚数を占めている。群馬県（第一次）は、地券を明治六年にはじめて発行している。これは土地私有の認証にもとづくもので、地所、各筆の所有権の公証であった。地籍図は各筆の所在場所（小字地名）・区画・面積・地目・所有者等が記され、六〇九色で色分けされている。したがって、壬申地引絵図は新たな地籍図としての意味をもつていて。

元来地引絵図は農民が自動的な申告の事実を描写したものである。絵図の作成

の手法や図式はまったく江戸時代における檢地の地引絵図の伝統によっているようである。

絵図面の折り方であるが栃木県に属し

ていた邑楽郡下の地図は「地券取調心得」によると「手本折ニ致シ、曲尺ニテ

堅壱尺壱寸、幅八寸ニ打上差出可申事」とある。

（第九条）にしたがって、手本折りに表紙を付して提出されたようである。

地籍図が保管されている機関は、地方

法務局の各出張所（登記所）、市町村税課、固定資産税課などである。前者は固定資産の登記簿とともに、後者は固定資産税のための地籍図（土地台帳）とともに活用されている。明治初年のものは本館所蔵のもの以外に旧村長宅、区長宅

に私有的に保管されている場合があり、特に土地関係資料は江戸時代の検地帳、名寄帳とともに区有文書タンスに保存さ

れている例が多い。これらの地籍図が文書館に寄託されるようになれば幸いであ

る。

文書館が県下の古地図の収集によつて、歴史的景観の復原資料の集約をし、完全な保存と活用が計られればと念願するものである。

特に近年激しく変貌していく地域の歴史にとってかけがえのない価値ある研究資料であることを強調するとともに、

市町村誌をはじめ、各中学校・高等学校・公民館での学習活動にも活用してい

## 利用者の

行政文書展をみて



大谷 新六

（略）群馬県の成立については、明治新政府による廢藩置縣の大方针により、藩主を知事とした藩名を冠した複数の小県の成立から旧上野国一国を県域とするい

まの群馬県が成立する過程がよくわかります。非常に興味深かったです。

特に感に堪えなかつたことは、當時徳川幕府が瓦解し人心も動搖していたであろう未曾有の混乱期に、夫々独立してい小藩を廃し明治四年から九年までという短期間に、試行錯誤を繰返しながら、いまの群馬県を成立させたという事実である。恐らく当時としても各階に制度改革に反対の分子が充満していたであろうが、それにも拘らずこの大事業が成功したのである。

まさに群馬県を成立させたという事実である。

特に近頃激しく変貌していく地域の歴史にとってかけがえのない価値ある研究資料であることを強調するとともに、

市町村の再編成など明治期から一貫した行政改革は、その後大正期に郡役所の廃止、昭和終戦後における市町村の再編成など明治期から一貫した行政改革は、

今後の広域行政とその改革に大きな示唆を与えるような気がして非常に意義深く

市・郡名	枚数
前高桐伊太沼館波藤富安勢群北多甘碓吾利佐新山邑そ	120
橋崎生田田林川岡岡中多馬群野樂水妻根波田出樂の	79
	30
	33
	77
	58
	50
	11
	32
	38
	33
	95
	48
	20
	50
	50
	65
	112
	64
	61
	13
	92
	21
計	1,277

## 収蔵文書紹介

# 沼田市下久屋倉品右近家文書

文書館  
専門員

駒形義夫

倉品家文書は、昭和五十六年三月、沼田市下久屋町倉品右近氏より群馬県教育委員会（県史編さん室）へ寄贈され、のち県立文書館発足に伴い文書館に移管されました。

旧下久屋村は、片品川の北岸河岸段丘上にあり、沼田市街の東方近郊に位置し、江戸時代は沼田城下の近郊農村として、一貫して沼田領に属しておりました。

倉品家は旧下久屋村の名主役を勤めており、下久屋村の名主役は利根郡内の多くの村と同様に輪番で勤めていました。名主役の間に年貢を集めることなど、行政的な仕事を処理するために多数の書類が作られ、後世まで大切に保存されたのです。

これら公的な書類のほか、倉品家では養蚕業などの農業経営を行っていたため、それに関係した書類、また多数の質地証文、土地売買証文などもあり、倉品家の経済活動を知ることができます。

明治維新後も、村の行政に関わり続け、下久屋村、その後の利南村において、戸長・村長・村会議員等を歴任したため、地租改正関係（地券取調帳等）や村議会、利南報徳社関係書類も残されています。

さらに、近代教科書はもちろん、古くは江戸時代の寺子屋で用いられた往来物や

天元術等の高等和算書等の教育関係書籍もあり、特に明治初期の県版教科書等は、当時の群馬県における教育を知る上で、たいせつな資料といえます。

なお、倉品家文書は、本館文書目録第一集にまとめられ本年刊行され、文書も館内で閲覧に供されています。

（天保日記録、天保八年の一部分）



次に、倉品家文書中より天保日記録の一部、天保八年の部分を紹介いたします。

日記録は天保三年より明治二年までの九冊が残され、これらは、公的記録中の御用日記と異り、当主の手になる家かぎりの私的記録です。文中には、毎日の天候、農事の進みぐあい、諸物価をはじめ家族員の出産、病気など当時の生活の諸相をうかがい知ることができます。

（読みくだし文）

多葉粉冬占少高直ニなる

蛹直段高直此中旬之頃占  
蚤大分に出下旬之頃鷹姪

両ニ四斗四升此頃夫食廣

変は第一ところくぞわらび

ほとなづなおんばこたんば

かん草だあ葉川松わら餅

野牛房井牛房葉芋の葉

ならの志だえ此外ニ腐咗飯

大豆のしこぬかふすま妻の

搗ぬかべ廿品飢人飢死村々

ニあり小ぬか百文ニ武升

近国相場江戸ニ而米百二

四合五勺前橋三合五勺、同所

麦四斗六升位越後国

ニ而米毫舛百八十文ぐらひ：

写真部分は、天保八年の物価の様子や、その年の大凶作、飢饉のときに食した山草、野草の類をくわしく記し、当時の農村生活の一端をうかがい知ることができます。

これらの貴重な資料です。

感じた次第である。

なお展示中一番興味があったのは明治政府の太政官定札であつた。明治政府は慶応四年（一八六八）三月諸国における従来の高札をことごとく撤去し、改めて定三札、貢二札あわせて五高札を諸国高札場に掲示したという。

法は人間生活の規範、すなわち価値判断の基準であるが、一概に規範といつても道德規範、宗教規範、習俗規範などさまざまに問合は広い。それを程よくまとめあげたのがこの高札である。秦の過酷な法的支配の失敗を反省し「法は三章を以て足る」とし「無為にして治まる」式のゆるやかな統治をむねとしたのは漢の高祖だつたろうか。太政官は「人を殺し家を焼き財を盗む三悪」のみを定札としている。また老人、孤児、よるべない人など社会的弱者にたいする憫情を示しそこには社会福祉政策の萌芽がみられる。何れにせよこうした資料や行政文書が死滅されることなく、一般に公開し、閲覧に供されることは県民にとり限りない喜びである。

文書館を見学して

上川淵小六年岡田浩美

Q A Q A Q A Q A Q  
 コ！ ナ！ レブアレンズ

問 江戸時代の古文書に書かれている書体は字がくずされていて読みづらいのですか？

答 はい、これは「御家流」とよばれる書法です。この書法を普及させたのは、鎌倉末から南北朝期にかけての書家、尊円法親王（一二九八～一三五六）で、当初は、青蓮院流（しょうれんいんりゅう）といわれました。江戸時代のはじめこの書法の名うての書き手であった松花堂昭乗は、幕府の祐筆（筆吏）にこの書法を伝えたため、幕府の公文書は御家流が用いられ、諸藩もこれに追従しました。そして、寺子屋でも御家流を教えたので、大いに普及しました。現代の私どもは楷書に慣れ、字がくずされている御家流の文字を、読みづらいと感じますが、御家流の文字は、他の書流に比べるとくずし方は平易で、書風もおだやかということです。

問 離縁状の中に出でくる「我等勝手につき離縁……」の「我等」は、当事者が個人なので「我」が正しいのではないか。  
答 「我等勝手につき……」という文言は、離縁状のきまり文句で、当時こう使

57	57	57	57	57	57	57	57	条例施行、建物引受け
12	11	11	11	11	10	9	8	新築施設へ移転
23	17	7	1	1	25	6	12	文書館協議会委員委嘱
								県史編さん室移転
								開館記念講演会、「近世の交通」——上州を中心として
								開館記念講演会、「近世の交通」——上州を中心として
								上州の関所史料展

# あゆみ



あつた当時は、離縁も家が主体であったと考える余地もあると思います。この点は結論が出ているわけではありません。要は、古文書を読む場合に現在の常識だけで考えると理解できないことがあるということです。

58	58	58	58	58	58	58	58	開始（10月2日まで5回）
•	•	•	•	•	•	•	•	長期古文書解説講座開始（58年3月24日まで20回）
12	15	15	15	15	15	15	15	群馬の古文書展 II
•	14	14	14	14	14	14	14	天田家文書展 I
23	3	3	3	3	3	3	3	第一回初級古文書解説講座
58	58	58	58	58	58	58	58	食品家文書展
•	•	•	•	•	•	•	•	及び経験の浅い方を対象とする
10	15	15	15	15	15	15	15	浅間焼の文書展（仮称）
•	11	11	11	11	11	11	11	明治の行政文書展

## 告知板



★郷土史研究講座を次のように開催します。  
★夏季講座★（各回、午後2時～4時）

第一回＝8月7日（日）『古代史と木簡』（東野治之大阪大学助教授）

第二回＝8月14日（日）『上野の戦国期

文書』（峰岸純夫東京都立大学教授）

第三回＝8月21日（日）『酒井家史料と前橋藩政』（山田武麿群馬県立女子大学教授）

第四回＝10月30日（日）『地籍図とその利用』（佐藤甚次郎日本女子大学教授）

第五回＝11月6日（日）『群馬県の近代化とキリスト教』（武邦保同志社女子大学教授）

第六回＝11月13日（日）『浅間山噴火史』（萩原進群馬県文化財専門委員）

◇講師は井上定幸文書館副館長、初心者なるほど離縁の当事者は個人に違いないのですが、当時「我等」という言葉は、今考えられているよう、「我々」と同様複数の人を表わすとは限らないのです。

一方、離縁の当事者は、これも今考えられているように完全に個人レベルであつたかどうかということも考えてみなければなりません。「家の観念が基礎にあつた当時は、離縁も家が主体であったと考へる余地もあると思います。この点は結論が出ているわけではありません。

要は、古文書を読む場合に現在の常識だけを考えると理解できないことがあるということです。

2	1	3	23	展示予定
10	15	15	10	浅間焼の文書展（仮称）
•	11	11	30	群馬の古文書展 II

## II 利用案内 II

◎開館時間——午前9時～午後5時  
◎休館日——月曜日、国民の祝日、月末整理日、年末年始（12月27日～1月5日）、秋季特別整理期間（11月15日～11月24日）

（11月15日～11月24日）

